

平成 29 年

## 第 4 回 東峰村議会臨時会会議録

開会：平成 29 年 5 月 19 日

閉会：平成 29 年 5 月 19 日

福岡県東峰村議会

## 平成29年 第4回東峰村議会臨時会

招集年月日 平成29年5月19日開議  
招集の場所 東峰村役場議場  
開会日時及び宣告 平成29年5月19日 9時30分  
議長 大蔵 久徳  
閉会日時及び宣告 平成29年5月19日 10時13分  
議長 大蔵 久徳

### 応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	柳瀬 弘光		2番	伊藤 均	欠
3番	梶原 光春		4番	黒川 隆康	
5番	高橋 弘展		6番	梶原 文明	
7番	高倉 寛視		8番	佐々木 紀嘉	
9番	長澤 貞義		10番	大蔵 久徳	

### 不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

### 出席議員

9名

### 欠席議員

伊藤均議員

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため  
会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	澁 谷 博 昭	教 育 長	室 井 昭 博
副 村 長	岩 橋 忠 助	総務課長	真 田 秀 樹
住民税務課長	岩 橋 一 成	保健福祉課長	室 井 英 信
教育課長	室 井 慶 久		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	日 野 正		

村長提出議案の題目

議案第 1 6 号	平成 2 9 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて
同意第 1 号	東峰村教育委員会教育長の任命について
同意第 2 号	東峰村教育委員会委員の任命について
同意第 3 号	東峰村教育委員会委員の任命について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 2 1 条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則 1 1 8 条）  
9 番 長澤貞義議員      1 番 柳瀬弘光議員

## 平成29年 第4回東峰村議会臨時会議事日程

平成29年5月19日開議

開会宣言

議事日程の報告

- |        |         |                                |
|--------|---------|--------------------------------|
| 日程第 1  |         | 会議録署名議員の指名                     |
| 日程第 2  |         | 会期の決定                          |
| 日程第 3  |         | 議案上程報告                         |
| 日程第 4  |         | 村長あいさつ及び提案理由の説明                |
| 日程第 5  | 議案第 16号 | 平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)について |
| 日程第 6  | 承認第 1号  | 専決処分の承認を求めることについて              |
| 日程第 7  | 承認第 2号  | 専決処分の承認を求めることについて              |
| 日程第 8  | 同意第 1号  | 東峰村教育委員会教育長の任命について             |
| 日程第 9  | 同意第 2号  | 東峰村教育委員会委員の任命について              |
| 日程第 10 | 同意第 3号  | 東峰村教育委員会委員の任命について              |

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、9名です。</p> <p>定足数に達していますので、平成29年第4回東峰村議会臨時会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番 長澤貞義議員、1番 柳瀬弘光議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>次に、日程第2「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日5月19日の1日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日の1日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>次に、日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>次に、日程第4「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>皆様、改めましておはようございます。</p> <p>本日ここに、平成29年第4回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともにお忙しい中、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>五月晴れの空に鯉のぼりが舞い踊り、風にそよぐ木々の新緑がまぶしい季節、暦の上ではいつの間にか立夏も過ぎ、日中は汗ばむ気候となりました。村内では田植えの時期を迎え、朝早くから夕暮れまで農作業機械のエンジンの音が山間にこだまし、慌しさを奏でていきます。また、これから梅雨や台風のシーズンを迎え、村民の皆様の安全・安心な生活ができるよう対策を講じてまいりたいと思います。</p> <p>また、本会議に上程をしております、ナガノインテリア工業株式会社、宝珠山工場の跡地取得に係りましてもたいへん急な話でしたが、同社の相談役のご配慮により、本村にとってたいへん有利な条件を提示していただいていることに対し、心から感謝を申し上げますとともに、議長をはじめ議員各位のご理解とご協力により、取得交渉がスムーズにできますことに対し衷心よりお礼を申し上げます。</p> <p>いずれにいたしましても、村民の皆様方が住んで良かったと思える村づくりに、今</p>

	<p>後ともご協力をよろしく願います次第であります。</p> <p>それでは、本臨時会に執行部から提案しています議案の提案理由の説明をいたします。</p> <p>議案第16号、平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれに1,000万円を追加し、歳入歳出総額を32億1,977万5,000円とするものです。</p> <p>歳出では、財産管理費においてナガノインテリア工業株式会社、宝珠山工場の跡地取得に係る費用、1,000万円を計上しています。</p> <p>歳入では、財政調整基金からの繰入金、1,000万円を計上しています。</p> <p>承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法及び航空燃料譲与税の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成29年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として、同年4月1日から施行されることに伴い、東峰村税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。</p> <p>承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、承認第2号と同様の理由によりまして、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。</p> <p>同意第1号、東峰村教育委員会教育長の任命につきましては、5月30日をもって室井教育長が任期満了となるのに伴い、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。</p> <p>同意第2号、東峰村教育委員会委員の任命につきましては、東峰村教育委員会委員鬼丸祐輔氏が任期満了となりますが、引き続き委員を任命することについて、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。</p> <p>同意第3号、東峰村教育委員会委員の任命につきましては、東峰村教育委員会委員伊藤栄子氏の退任に伴い、新たに委員を任命することについて、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。</p> <p>以上が、執行部から提出している案件ですが、皆様方には慎重審議をいただき、ご可決またご承認、ご同意を賜りますようお願いを申し上げ、私の提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願います。</p>
議 長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	次に、日程第5 議案第16号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)について」 補足説明を担当課長に求めます。

	総務課長
総務課長	<p>2ページをお開きください。</p> <p>議案第16号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)」 平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,977万5,000円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>平成29年5月19日提出、村長名でございます。</p> <p>3ページをお開きください。</p> <p>歳入でございますが、15款繰入金、基金繰入金を1,000万円補正計上しております。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>歳出につきまして、総務管理費について1,000万円を補正計上しております。</p> <p>続いて、7ページをご覧ください。</p> <p>歳入につきましては、財政調整基金より1,000万円の繰入金を計上しております。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>歳出につきましては、財産管理費で1,000万円を補正計上いたしております。</p> <p>内容につきましては、ナガノインテリア工業宝珠山工場の用地の取得について、でございます。以上です。</p>
日程第6	
議長	<p>次に、日程第6 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」 補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>9ページをお願いいたします。</p> <p>承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」 専決第1号</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。</p> <p>平成29年5月19日提出、村長名でございます。</p> <p>続きまして、10ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第1号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村税条例等の一部を改正する条例を専決処分する。</p> <p>平成29年3月31日、村長名でございます。</p> <p>理由といたしまして、地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成29年総務省令第26号) 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成29年総務省令第27号)が平成29年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年</p>

4月1日（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第27号）は平成30年4月1日）から施行されることに伴い、東峰村税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。

続きまして、11ページをお願いしたいと思います。

11ページからになりますが、内容につきましては、いずれも法律改正にあわせたモデル条例に準拠した形での改正となっております。

東峰村税条例新旧対照表に基づきまして、その概要につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず11ページの、第24条第2項につきましては、個人の村民税の非課税の範囲に係る字句、控除対象配偶者から同一生計配偶者への定義変更に伴う改正となります。

第33条第4項からにつきましては、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、村長が課税方式を決定できることが明確された改正となります。

続きまして、13ページをお願いしたいと思います。

第34条の9につきましては、先ほどの第33条の改正に伴う所要の規定の整備になります。

14ページからになりますが、第48条及び17ページからの第50条につきましては、法人税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備になります。

少し飛びますが、19ページをお願いします。

第61条第8項につきましては、震災等により滅失等にした償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例についての規定の新設、並びに改正になります。

同じく19ページですが、第61条の2につきましては、固定資産税の課税標準について、地方税法第349条の3第28項から第30項の条例で定める割合について、改正にあわせての、ここは新設となります。

20ページ、第63条の2につきましては、居住用超高層建築物に係る税額の按分方法についての改正となります。

同じく20ページからの第63条の3、及び22ページからになりますが、第74条の2につきましては、被災市街地復興推進地域が定められた場合については、震災等発生後4年度分に限り固定資産税の特例を適用するということの改正になります。

続きまして、附則の改正について、ご説明をさせていただきます。

23ページをお願いいたします。

まず、第5条につきましては、条例第24条の改正で、先ほど申し上げました定義変更に伴う改正になります。

24ページ、第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例につきまして、適用期限を3年間延長するということの改正になります。

続きまして、26ページになります。

第10条の3の中で、29ページの第9項から11項のところになりますが、これにつきましては、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額

	<p>を受けようとする場合に提出する申告書等についての規定の新設及び改正となります。</p> <p>それから、31ページをお願いしたいと思います。</p> <p>31ページ、第16条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例につきまして、適用期限を2年間延長するということの改正となります。</p> <p>それから32ページ、末尾になりますが、第16条の2につきましてですが、軽自動車税の賦課徴収の特例について、既定の新設となります。</p> <p>それから、34ページをお願いしたいと思います。</p> <p>第16条の3の第2項につきましては、上場株式等に係る配当所得等の村民税の課税の特例についての改正となります。</p> <p>35ページ、第17条の2につきましては、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例につきまして、適用期限を3年間延長するということの改正となっております。</p> <p>それから36ページ、第20条の2の第4項につきましては特例適用配当等に係る所得について、それから37ページになりますが、第20条の3の第4項、条約適用配当等に係る所得について、この2点それぞれ個人の村民税の課税の特例についての改正となっております。</p> <p>それから、39ページになりますが、こちらの附則につきましては、第1条に、この条例の施行期日について、を明記いたしております。</p> <p>第2条につきましては、村民税に関する経過措置、40ページの第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置、41ページ、第4条は、軽自動車税に関する経過措置について、それぞれ明記をいたしております。</p> <p>最後になりますが、42ページ、第5条、それから44ページ、第6条につきましては、東峰村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、それぞれ法改正に伴います字句等の変更、改正ということになっております。</p> <p>以上が、今回専決処分させていただきました条例改正ということになりますので、ここでご報告をさせていただきます。以上です。</p>
日程第7	
議長	<p>次に、日程第7 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」 補足説明を担当課長に求めます。 保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>48ページをお願いいたします。 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」 専決第2号 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。 平成29年5月19日提出、東峰村長名でございます。 49ページをお願いいたします。 東峰村専決第2号、専決処分書。 地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。</p>

	<p>平成29年3月31日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由、地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号）並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第27号）が平成29年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年4月1日（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第27号）は平成30年4月1日）から施行されることに伴い、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。</p> <p>改正の内容としましては、低所得者に対する国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについてで、軽減の対象となる所得の基準につきましては次のとおりでございます。5割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、所得控除額33万円プラス被保険者の数に乗ずべき額が26万5,000円から27万円へ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、基礎控除額33万円プラス被保険者数に乗ずべき額が48万円から49万円に引き上げられるものでございます。</p> <p>51ページをお願いいたします。</p> <p>新旧対照表を記載しておりますが、第23条第2号の現行の分ですが、その2行目になります。26万5,000円、これが改正案で27万円、第3号の2行目、48万円が改正案では49万円へ改正されるものでございます。</p> <p>附則ですが、施行期日、第1項、この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>適用区分で、第2項、改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。ということでございます。</p> <p>専決処分することについて、承認を求めるものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>日程第8</p>	
<p>議長</p>	<p>次に、日程第8 同意第1号「東峰村教育委員会教育長の任命について」        補足説明を担当課長に求めます。        総務課長</p>
<p>総務課長</p>	<p>52ページをお開きください。</p> <p>同意第1号「東峰村教育委員会教育長の任命について」</p> <p>下記の者を、東峰村教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「新法」という。）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。</p> <p>平成29年5月19日提出、村長名でございます。</p> <p>氏名 室井昭博        住所 朝倉郡東峰村大字宝珠山2051番地1        任期 平成29年5月31日から平成32年5月30日まで        理由、教育長の任期満了に伴い、新法第4条第1項の規定により教育長を新たに任</p>

	命することについて議会の同意を求めるものでございます。 生年月日、経歴につきましては、お手元に配布している資料のとおりです。以上です。
日程第 9	
議 長	次に、日程第 9 同意第 2 号「東峰村教育委員会委員の任命について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務課長
総務課長	5 4 ページをお開きください。 同意第 2 号「東峰村教育委員会委員の任命について」 下記の者を東峰村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。 平成 2 9 年 5 月 1 9 日提出、村長名でございます。 氏名 鬼丸祐輔 住所 朝倉郡東峰村大字小石原 9 6 2 番地 1 任期 平成 2 9 年 5 月 3 1 日から平成 3 3 年 5 月 3 0 日まで 理由、教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに任命することについて議会の同意を求めるものでございます。 生年月日、経歴等につきましては、お手元に配布しているとおりです。以上です。
日程第 1 0	
議 長	次に、日程第 1 0 同意第 3 号「東峰村教育委員会委員の任命について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務課長
総務課長	5 6 ページをお開きください。 同意第 3 号「東峰村教育委員会委員の任命について」 下記の者を東峰村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。 平成 2 9 年 5 月 1 9 日提出、村長名でございます。 氏名 岩田典子 住所 朝倉郡東峰村大字宝珠山 9 番地 1 任期 平成 2 9 年 5 月 3 1 日から平成 3 2 年 5 月 3 0 日まで 理由、教育委員会委員伊藤栄子氏の退任に伴い、新たに岩田典子氏を教育委員会委員に任命することについて議会の同意を求めるものでございます。 生年月日、経歴等につきましては、お手元に配布しているとおりです。以上です。
議 長	これより質疑、討論、採決を行います。 議案第 1 6 号「平成 2 9 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。

	<p>これから、討論を行います。  討論はありませんか。  （討論なし）</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。  採決します。  議案第16号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」を、お諮りいたします。  本案に賛成の方、挙手をお願いします。  （賛成者挙手）</p>
議 長	<p>全員賛成です。  よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
議 長	<p>次に、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」  質疑を行います。  質疑はありませんか。  9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>これですね、条例改正における村民への周知でございますけれど、どういう形が主に取られているのかを伺います。</p>
議 長	<p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>特に村民の皆様にはですね、影響というか、特に関係する部分につきましては、広報紙等でお知らせをいたしております。  あと全国的というか法令に基づいて改正された分につきましては、特段の広報等は行っていないところでございます。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。  ないようですから、質疑を終結いたします。  これから、討論を行います。  討論はありませんか。  （討論なし）</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。  採決します。  承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。  本案に賛成の方、挙手をお願いします。  （賛成者挙手）</p>
議 長	<p>全員賛成です。  よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
議 長	<p>次に、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」  質疑を行います。  質疑はありませんか。  6番 梶原文明議員</p>
6 番	<p>この専決処分ですね、理由の朗読ですが非常に分かりづらい、途中で止まったり訂正したり、両課長ともですね、理由とかそういうのは何回か読み上げますか。読まずに今日初めて見て読んであるんじゃないか、そういうあれがするんですよ。</p>

	その辺りどうですか。教えてください。両課長。
議 長	住民税務課長
住民税務課長	申し訳ございません。ちょっとですね、そういった引っかけりとか自分の口調がですね、たいへん分かりにくかったということですけども、自分といたしましては、当然これが、改正がこちらに来まして、その後に中身を確認いたしまして、中身は当然確認しますし、本日読み上げることにつきましても、何度も目を通して、皆さん方に分かるようにですね、やってきたつもりでございますけれども、ちょっとお聞き苦しい点があったことはですね、お詫び申し上げて反省をさせていただきたいと思っておりますが、そういったことで、やってきてはおります。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	私のほうも住民税務課長と同様にですね、この議案が回って来たときに目を通して確認をしながらですね、何回も読み直しておってですね、説明ができるようにしてきたところですが、お聞き苦しい点につきましては陳謝したいと思います。 今後こういうことがないようにですね、またしていきたく思いますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり承認されました。
議 長	次に、同意第1号「東峰村教育委員会教育長の任命について」 室井教育長の退室を求めます。 (室井教育長退室)
議 長	これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 7番 高倉寛視議員
7 番	現在の室井教育長はですね、今まで教育長として非常に頑張って来られております。非常にそれに対してはありがたいと思っております。 ただ、この教育長の人選に対して、村長は、もう現在の室井教育長ありきで考えていたのか、新たに他の人も少しは考えていたのか。 これは将来的にですね、室井教育長がどうのこうのじゃなくて、やはり人を育てるためにはですね、ある程度将来を見越して、他の人選もこれから先は考えていかなければならないのじゃないかと考えておりますので、そのところをお伺いしたいと思います。

議 長	村長
村 長	<p>当然人選につきましては、いろんな角度から検討させていただいております。当然村の人というところも考えておりました。</p> <p>しかしながら、今回は新法によりまして、村長が教育長を任命できるということになっておりまして、それから学校教育等ですね、観点から考えますと、もう1期は室井教育長にやっていただきたいという、私の強い思いもありました。</p> <p>室井教育長のほうは今回でというような気持ちでおったわけでございますけれども、学校運営、そういったことを考えますと、どうしてももう1期、室井教育長には頑張っていたいただきたいと思い留任を要請して、この結果に至ったわけでございます。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>同意第1号「東峰村教育委員会教育長の任命について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p> <p>室井教育長に入室してもらってください。</p> <p>(室井教育長入室)</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時8分)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時9分)</p>
議 長	<p>次に、同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>個人的なものかもしれませんが、ちょっとお伺いします。</p> <p>任期ですけど、鬼丸氏については任期が33年までですね、その次の岩田氏は32年まで、これは個人的な違いによるものなののでしょうか。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>任期につきましては、同意第2号によりまして任期は、一応任期満了による任命でございますので、教育委員の任期については4年間ございます。新規ということで4年間になっております。</p> <p>同意第3号の方につきましては、前任者の退任による任命でございますので、残任期間という形で、期間が短いという形になっております。以上です。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>

	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、同意第3号「東峰村教育委員会委員の任命について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 同意第3号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出があります。 これを許可いたします。 村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。 本日の第4回臨時会におきましては、議員の皆様の慎重審議をいただき、原案どおりご可決をいただきましたことについて衷心より厚くお礼を申し上げます。 さて、6月3日には30年を迎えますほたる祭りが開催されます。30年の長きにわたり地域の活性化に多くの方々にご尽力いただいた賜物であると、心から感謝を申し上げます。 また6月10日には竹地区において棚田の火祭りが開催されます。地区の皆様のご尽力により年々来客数が増加していますし、今後とも継続的な祭りの開催に取り組んでほしいものだと思っております。</p>

	<p>農繁期を迎え日々お忙しい時期となりますが、議員の皆様にはお体をご自愛され、今後も私が進める良い村づくりのため、より一層のご協力をお願いするとともに、さらなるご活躍を祈念申し上げ、私の閉会のあいさつといたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>
議 長	<p>これもちまして、平成29年第4回東峰村議会臨時会を閉会いたします。</p> <p>(10時13分)</p>